

令和2年2月10日

ジョブゲート株式会社

従業員各位

労働者代表の選任・立候補の受け付けについて

労働基準法により、令和2年度に於ける規則・規程の作成・変更等に関する意見表明、および労使協定の締結の当事者となる「労働者代表（過半数代表者）」を選出する必要があります。

労働者代表の役割は下記のとおりであり、全労働者の待遇に関する事項を決定する責任のある立場となります。

記

- ① 各種就業規則及び関係規定の作成及び変更に際しての意見表明
- ② 時間外労働・休日労働に関する労使協定（三六協定）の締結
- ③ 1年単位の变形労働時間制に関する労使協定の締結
- ④ 一斉休憩の適用除外に関する労使協定の締結
- ⑤ 賃金の一部控除に関する労使協定の締結
- ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定の締結
- ⑦ その他法令等により定められたもの

任期） 令和2年3月1日～令和3年2月28日

このたび、労働者代表の立候補を受け付けますので、立候補を希望する従業員は2月14日18時までに、所定の立候補用紙（事務所設置）に必要事項を記載の上、所属事務所まで届け出を行って下さい。

立候補者の確認をした上で、2月17日より、労働者代表の選出手続き（選挙）を行います。

なお、管理職者は労働者代表に立候補することはできませんのでご注意下さい。

以上